

野田市一般職の職員の給与に関する
条例及び野田市会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第2号

野田市一般職の職員の給与に関する条例及び野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号の表中

「

13,000円
15,800円
18,700円
21,600円
24,400円
26,200円
28,000円
29,800円
31,600円

を

」

「

13,500円
16,600円
19,700円
22,800円
25,900円
29,100円
32,300円
35,500円
38,700円

に改める。

」

第2条 野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「「運賃等相当額」という。）」を「運賃等相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削る。

第11条第2項第2号の表中

「

2,500円
5,100円
7,800円

を

」

「

2,000円
4,200円
7,300円

に、

」

「

60km以上

を

」

「

60 km以上65 km未満

に改め、同表に次のように加え

」

る。

65 km以上70 km未満	42,200円
70 km以上75 km未満	45,700円
75 km以上80 km未満	49,200円
80 km以上85 km未満	52,700円
85 km以上90 km未満	56,200円
90 km以上95 km未満	59,600円
95 km以上100 km未満	63,000円
100 km以上	66,400円

第11条第2項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削る。

第11条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で

定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が71,400円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、71,400円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 野田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年野田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第6項」を「第8項」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の野田市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。